

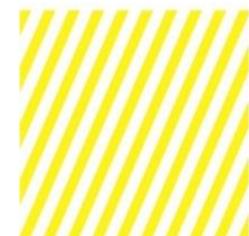
# 令和4年度 第2回 茨木市都市計画審議会

## 茨木市都市計画審議会常務委員会の設置について

- |                 |       |   |
|-----------------|-------|---|
| 1. 設置について       | ..... | 1 |
| 2. 委員構成について     | ..... | 1 |
| 3. 改定スケジュールについて | ..... | 2 |

次なる  
茨木へ。

令和5年1月26日



## 1. 設置について（茨木市都市計画審議会条例第8条）

専門性の高い都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の中間見直しについて、機動的・効率的に調査を進めるため、常務委員会を設置する。

## 2. 委員構成について（茨木市都市計画審議会条例第5条第2項、第8条第3項）

都市計画審議会の学識経験者、関係行政機関職員、市民委員を基本に、改定にあたって議論が必要な事項（防災、みどり、地域づくり）に精通した者を専門委員（3名）として加えて組織する。



### 3. 改定スケジュールについて

